

日本中央競馬会特定個人情報取扱規則

(平成27年9月25日 理事長達第27号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号及び同条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることにより、その適正な管理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 特定個人情報等の取扱いは、この規則に特別の規定がある場合を除くほか、番号法及び日本中央競馬会個人情報保護規則（平成16年理事長達第34号。以下「保護規則」という。）の規定によるものとする。

(定義)

第3条 この規則における用語の定義は、この規則に特別の規定がある場合を除くほか、番号法及び保護規則の規定によるものとする。

2 この規則において「保有特定個人情報等」とは、役職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報等であって、役職員が組織的に利用するものとして、本会が保有しているものをいう。ただし、本会における法人文書（日本中央競馬会法人文書管理規則（平成14年理事長達第23号）に規定する法人文書をいう。）に記録されているものに限る。

(事務等の範囲)

第4条 本会が行う個人番号関係事務の範囲及び取り扱う特定個人情報等の範囲は、理事長が別に定める。

(利用の目的の明示等)

第5条 本会は、特定個人情報等を取得しようとする場合は、あらかじめ本人に対して利用の目的を明示しなければならない。

2 本会は、前項において明示した利用の目的の範囲を超えて保有特定個人情報等を利用してはならない。

(個人番号関係事務の委託及び再委託時の監督)

第6条 本会は、個人番号関係事務の全部又は一部を本会以外の者に委託する場合は、当該事務の委託を受けた者（以下「委託先」という。）との契約において特定個人情報等の適正な管理に関し遵守すべき事項を明確にするとともに、第8条に規定する措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 本会は、委託先が当該事務の全部又は一部についての本会以外の者への委託（以下

「再委託」という。)を行おうとする場合は、当該事務の委託を受けた者(以下「再委託先」という。)においても第8条に規定する措置と同等の措置が講じられることを確認した場合に限り再委託を許諾するものとする。

- 3 本会は、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかどうかについて監督するものとする。

(保有特定個人情報等の提供)

第7条 本会は、番号法第19条に規定された場合を除き、保有特定個人情報等を提供してはならない。

第2章 安全管理措置

(安全管理措置)

第8条 本会は、保有特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損(以下「情報漏えい等」という。)の防止その他の保有特定個人情報等の適正な管理のために必要な措置(以下「安全管理措置」という。)として、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 組織体制の整備、役職員の責任と権限の明示その他の組織的な安全管理措置
- (2) 第13条に規定する取扱担当者に対する教育及び研修その他の人的な安全管理措置
- (3) 保有特定個人情報等を取り扱う事務を行う区域等の入退室の管理その他の物理的な安全管理措置
- (4) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムへのアクセス制御その他の技術的な安全管理措置

- 2 前項各号に規定する安全管理措置の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

第9条 削除

(総括取扱管理者)

第10条 本会に、総括取扱管理者を置き、総務担当理事をもってこれに充てる。

- 2 総括取扱管理者は、保有特定個人情報等の管理に関する事務を総括し、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 保有特定個人情報等の取扱いに関する事務の指導及び監督に関すること。
- (2) 保有特定個人情報等の管理に係る実施基準の整備に関すること。
- (3) 保有特定個人情報等に係る教育及び研修の計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保有特定個人情報等の適正な管理を行うために必要な事務に関すること。

(取扱管理者)

第11条 本部の各部及び各事業所に取扱管理者を置き、当該部又は事業所の長をもってこれに充てる。

- 2 取扱管理者は、当該部又は事業所における保有特定個人情報等を適正に管理する任にあたり、次の各号に掲げる事務を行う。この場合において、電磁的記録による保有特定個人情報等に関する事務を行うときは、日本中央競馬会情報システム利用規則（平成27年理事長達第45号）第4条に規定する総括情報システムセキュリティ担当者と連携して当該事務を行うものとする。
- (1) 保有特定個人情報等の保管及び管理に関すること。
 - (2) 保有特定個人情報等の利用の制限に関すること。
 - (3) 保有特定個人情報等の役職員以外への提供に関すること。
 - (4) 保有特定個人情報等の取扱いに係る業務の委託の実施に関すること。
 - (5) 保有特定個人情報等の複製、送信等についての許可に関すること。
 - (6) 保有特定個人情報等の訂正の実施に関すること。
 - (7) 保有特定個人情報等の廃棄及び削除に関すること。
 - (8) 保有特定個人情報等に係る教育及び研修の実施に関すること。
 - (9) 保有特定個人情報等の取扱状況の点検に関すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、保有特定個人情報等の取扱いに係る事項であって総括取扱管理者の指示する事務の実施に関すること。
- 3 取扱管理者は、前項第9号に規定する取扱状況の点検結果その他の総括取扱管理者が必要と認める事項について総括取扱管理者に報告するものとする。

(取扱管理補佐者)

第12条 前条第2項各号に掲げる事務について取扱管理者を補佐する者として、取扱管理補佐者を置く。

- 2 取扱管理補佐者は、組織規程に規定する室、課、DX戦略部、駐在員事務所、場外勝馬投票券発売所、馬事公苑及び競馬学校の診療所、競走馬総合研究所常磐支所並びにトレーニング・センター及び競馬場の競走馬診療所の長（DX戦略部にあってはDX戦略部長が指名した者）をもってこれに充てる。

(取扱担当者)

第13条 取扱担当者は、取扱管理補佐者が指名する者をもってこれに充てる。

- 2 取扱担当者は、番号法の趣旨を理解するとともに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 保有特定個人情報等の適正な利用及び管理がなされるよう、取扱管理補佐者から指示された第11条第2項各号に掲げる事務に係る事項を実施すること。
 - (2) 偽りその他不正の手段により特定個人情報等を取得しないこと。
 - (3) 第5条第1項に規定する利用の目的の達成に必要な範囲を超えて特定個人情報等を保有しないこと。

- (4) 保有特定個人情報等を厳重に管理するとともに、許可なく本会以外の者に提供し、又はその取扱いに係る業務の委託をしないこと。
- (5) 保有特定個人情報等がその利用を許可されていない第三者に閲覧されることのないよう、必要な措置をとること。
- (6) 保有特定個人情報等の適正な利用及び管理について、必要な知識の習得及び理解に努めること。

第14条 削除

(緊急時の対応)

第15条 役職員は、情報漏えい等その他の特定個人情報等の適正な管理を行ううえで問題となる事案が発生したとき又は発生する可能性が高いと認められるときは、直ちにその旨を取扱管理者に報告しなければならない。

- 2 取扱管理者は、前項の報告を受けたときは必要な措置を講ずるとともに、前項の事案の内容、発生した経緯、被害の状況その他必要な事項を調査し、速やかに総括取扱管理者に報告しなければならない。
- 3 総括取扱管理者は、前項の報告を受けたときは、当該報告の内容を速やかに理事長及び日本中央競馬会情報セキュリティ管理規程（平成27年理事長達第43号）第5条に規定する最高情報セキュリティ責任者に報告するものとする。
- 4 総括取扱管理者は、第1項の事案の発生した原因を分析し再発防止のための必要な措置を講ずるとともに、当該事案の内容及び当該事案が与えた影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表並びに当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

(取扱状況の把握及び見直し)

第16条 総括取扱管理者は、保有特定個人情報等の適正な管理のための措置について、第11条第3項に規定する点検結果の報告その他保有特定個人情報等の取扱状況を踏まえ、必要と認めるときは当該措置の見直しを行う。

(その他)

第17条 この規則の実施に関し必要な細則は、理事長が別に定める。

- 2 総務部を担当する役員が常務理事である場合における第10条第1項の規定の適用については、同項中「総務担当理事」とあるのは、「総務担当常務理事」とする。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成27年12月18日理事長達第46号）

この通達は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月22日理事長達第6号)
(施行期日)

- 1 この通達は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 [略]

附 則 (令和2年8月13日理事長達第24号)
この通達は、令和2年8月13日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日理事長達第10号)
この通達は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日理事長達第15号)
この通達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月2日理事長達第9号)
この通達は、令和5年3月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月2日理事長達第3号)
この通達は、令和6年3月1日から施行する。